

## 令和7年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和8年2月20日（金） 午前8時58分から午前10時11分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

欠	新原 晃憲	欠	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	欠	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	小原 修一	出	有馬 研一	出	新地 誠		
欠	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

### 4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	中井 龍一
	主 査	角野 勝行
	主 事	清水 雄世
	主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)
	主 査	田中 祥平 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 大重 勝久 委員 ・ 川崎 守 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和8年2月20日（金） 開会 午前8時58分 閉会 午前10時11分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、中塩屋委員、四元委員、新原委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、高田委員、下久保委員、永山委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号3番の大重委員と4番の川崎委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第77号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第77号につきましては、1頁から53頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和8年5月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が10万3千631㎡で、畑が18万6千092㎡で、計28万9千723㎡となっています。農地の貸出し者は99人、農地の耕作者となる配分予定者は65人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から5頁の8番は、設定期間が3年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に3頁、3番は、賃借権で再設定4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番は、使用賃借権で新規設定。6番は、賃借権で再設定。

次に5頁、7番は、賃借権で再設定。8番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、9番から23頁の43番は設定期間が6年です。9番は、使用貸借権で新規設定。10番は、使用貸借権で再設定。

次に7頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に8頁、13番は、賃借権で再設定。14番は、賃借権で新規設定。

次に9頁、15番は、賃借権で新規設定。16番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に10頁、17番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。18番は、賃借権で新規設定。

次に11頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に12頁、21番、22番は、賃借権で新規設定。

次に13頁、23番は、賃借権で新規設定。24番は、賃借権で再設定。

次に14頁、25番、26番は、賃借権で再設定。

次に15頁、27番は、賃貸借で新規設定。28番は、賃借権で再設定。

次に16頁、29番、30番は、賃借権で再設定。

次に17頁、31番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。32番は、賃借権で再設定。

次に18頁、33番は、賃借権で再設定。34番は、賃借権で新規設定。

次に19頁、35番は、賃借権で新規設定。36番は、賃借権で再設定。

次に20頁、37番、38番は、賃借権で新規設定。

次に21頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に22頁、41番は、賃借権で再設定。42番は、賃借権で新規設定。

次に23頁、43番は、使用貸借権で新規設定。44番から27頁の52番は設定期間が6年です。44番は、賃借権で再設定。

次に24頁、45番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。46番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に25頁、47番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。48番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に26頁、49番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。50番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に27頁、51番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。52番は、賃借権で再設定。

次に28頁、53番から52頁の101番は設定期間が10年です。53番は、賃借権で再設定。

54 番は、賃借権で新規設定。

次に 29 頁、55 番、56 番は、賃借権で再設定。

次に 30 頁、57 番、58 番は、賃借権で新規設定。

次に 31 頁、59 番、60 番は、賃借権で新規設定。

次に 32 頁、61 番、62 番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、63 番、64 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に 35 頁、67 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、68 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

69 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 37 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、72 番は、賃借権で新規設定。73 番は、賃借権で再設定

次に 39 頁、74 番、75 番は、賃借権で新規設定。

次に 40 頁、76 番、77 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、78 番は、賃借権で再設定。79 番は、賃借権で新規設定。

次に 42 頁、80 番は、賃借権で新規設定。81 番は、賃借権で再設定。

次に 43 頁、82 番は、賃借権で再設定。83 番は、賃借権で新規設定。

次に 44 頁、84 番は、賃借権で新規設定。85 番は、賃借権で再設定。

次に 45 頁、86 番は、賃借権で再設定。87 番は、賃借権で新規設定。

次に 46 頁、88 番は、賃借権で新規設定。89 番は、賃借権で再設定。

次に 47 頁、90 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。91 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 48 頁、92 番は、使用貸借権で新規設定。93 番は、賃借権で新規設定。

次に 49 頁、94 番は、賃借権で新規設定。95 番は、使用貸借権で再設定。

次に 50 頁、96 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。97 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 51 頁、98 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。99 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 52 頁、100 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

101 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 53 頁までの 101 件の中間管理権設定ですが、9 頁の 16 番、10 頁の 17 番の 5 年もの、36 頁の 68 番、69 番の 10 年ものが、鹿

屋市農業委員会の取り決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 9 頁の 16 番、10 頁の 17 番、36 頁の 68 番及び 69 番は、借人の中牧委員が賃借権及び使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 2 件と、10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、17 頁の 5 年もの 31 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますが、高田委員が欠席のためこのまま審議いたします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 17 頁の 31 番は、貸人の高田委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

次に、24 頁の 45 番、46 番、25 頁の 47 番、48 番、26 頁の 49 番、50 番、27 頁の 51 番の 6 年ものと、50 頁の 96 番、97 番、51 頁の 98 番、99 番の 10 年ものが鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 24 頁の 45 番、46 番、25 頁の 47 番、48 番、26 頁の 49 番、50 番、27 頁の 51 番、50 頁の 96 番、97 番、51 頁の 98 番及び 99 番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 6 年もの 7 件と 10 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務を終了し会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席に着席)

次に、47頁の10年もの90番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

村山 47頁の90番は、貸人の村山委員のご主人と、借人の村山委員のご子息が使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 村山委員に係る10年もの1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、52頁の10年もの100番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎 52頁の100番は、借人の入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る10年もの1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの83件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 54 頁から 56 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

54 頁の 1 番 2 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 4 千 506 m<sup>2</sup>です。2 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 798 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、55 頁の 1 番から 56 頁の 5 番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、1 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 870 m<sup>2</sup>です。2 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 1 千 834 m<sup>2</sup>です。3 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 1 千 170 m<sup>2</sup>です。4 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 586 m<sup>2</sup>です。5 番は、串良町有里の畑が 3 筆で 2 千 730 m<sup>2</sup>です。記載の 7 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの説明について、何かご意見がございませぬか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、57 頁、議案第 78 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 78 号につきましては、57 頁から 60 頁です。

今回は、所有権移転が 17 件です。

初めに、57 頁です。

1 番は、畑が 1 筆で 779 m<sup>2</sup>の贈与です。

2 番は、畑が 2 筆で 1 千 771 m<sup>2</sup>の売買です。

3 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

4 番は、畑が 2 筆で 2 千 716 m<sup>2</sup>の贈与です。

5 番は、畑が 1 筆で 978 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、58 頁です。

6 番は、田が 1 筆で 957 m<sup>2</sup>の贈与です。

7 番は、田が 3 筆で 2 千 664 m<sup>2</sup>の贈与です。

8 番は、畑が 1 筆で 225 m<sup>2</sup>の売買です。

9 番は、畑が 2 筆で 1 千 708 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、59 頁です。

10 番は、田が 6 筆で 3 千 703 m<sup>2</sup>の贈与です。

11 番は、田が 4 筆で 2 千 901 m<sup>2</sup>の贈与です。

12 番は、田が 1 筆で 1 千 808 m<sup>2</sup>の売買です。

13 番は、田が 2 筆で 1 千 478 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、60 頁です。

次の14番から17番はすべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、57頁から60頁までの17件の許可申請ですが、57頁の3番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎 57頁の3番は、受人の村山委員のご子息が、畑1筆で1千224㎡の贈与を受けるもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

村山委員に係る所有権移転1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、14番、15番を西ノ原委員に、16番を田村委員に、17番を福元里美委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号19番の西ノ原です。

去る2月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

14番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、さつまいもや大根等を作付けすることでした。

15番です。申請者は市内の居住者で、田1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしているとは判断いたしました。以上です。

田村 議席番号17番の田村です。

去る2月10日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

16番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3

条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

福 元 推進委員の福元です。

去る2月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

17番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆・田3筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻や甘藷等を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました17件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、61頁、議案第79号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第79号につきましては、61頁の1件です。61頁をご覧ください。

1番については、当初計画では建売住宅3棟及び進入用道路を建設・整備する計画であったが、転用許可後に行った調査の結果、給排水施設の敷設が困難であると判断したことから事業継承者が農地法第3条により取得し、農地として活用する計画へ変更するものです。なお、3条申請5番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、62頁、議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第80号につきましては、62頁から64頁です。

今回は、11件です。

初めに、62頁です。

1番は、建築条件付売買予定地及び進入用道路を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、発熱外来及び倉庫を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和7年

度第4回総会で審議済です。

3番は、建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は2の4です。なお、令和7年度第5回総会で審議済です。

4番は、建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和7年度第6回総会で審議済です。

次に、63頁です。5番は、飼料置場を整備するもので、農地区分は農の2です。なお、令和7年度第6回総会で審議済です。

次の6番から、64頁の11番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、63頁の6番を中牧委員に、7番と8番を森園委員に、64頁の9番と10番を大園委員に、11番を有馬委員に報告をお願いします。

中 牧 推進委員の中牧です。

去る2月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。63頁の6番ですが、申請地は「鹿屋永野田郵便局」の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に、「一般住宅及び水路」を建設・整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

森 園 議席番号16番の森園です。去る2月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。63頁の7番ですが、申請地は「横山集落センター」の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、8番ですが、7番の北側隣接地です。また、議案第78号の16番と関連です。申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内に居住する親子で、7番の南側隣接地の農地を転用し、息子が一般住宅を建設する計画です。また、父親は議案第78号の16番で、西側及び北側の農地を取得する予定であり、2人の共有名義として、これらに進入するための「通路」を整備する計画です。

申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番、8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

大 園 議席番号18番の大園です。去る2月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。64頁の9番ですが、申請地は「鹿屋東中学校」の、南に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。議案書記載の上段、笠之原町2723-1につきましては、令和7年度第6回総会で審議済ですので、今回は、下段の2725-1のみが調査対象となります。申請者は、市内の宅建業者で、申請地に「建築条件付売買予定地1区画」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、申請地は「北部学校給食センター」の、南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は、市外の産業廃棄物処理業者で、隣接地の木くずリサイクルセンターに設置している破砕機が故障し、破砕効率が悪くなっているため、木の根や枝などの破砕物等の置場が不足し、事業運営に支障が生じていることから、代表取締役名義の申請地を借り受け、許可日から2年間、一時的に「破砕物等置場」として使用する計画です。

申請地は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されている第一種農地ですが、第一種農地の不許可の例外である「一時転用」に該当すると判断しました。

以上、9番、10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有 馬 推進委員の有馬です。去る2月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

64頁の11番ですが、申請地は「市民いこいの森運動公園」の北東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で老人ホームを経営する事業者で、申請地に隣接する自社老人ホームの来客者用駐車場が手狭となっているため、「駐車場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました11件について、ご異議ありませんか。  
(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、65 頁、議案第 81 号、鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 81 号につきましては、65 頁から 66 頁です。

65 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 1 件です。対象面積は、一般住宅が、1 件 2 筆の 743 m<sup>2</sup>です。

次の 66 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、65 頁の 1 番を田村委員に、報告をお願いします。

田 村 議席番号 17 番の田村です。

去る 2 月 10 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。1 件で、農振除外の申し出です。周辺図等は 66 頁です。申請人は市内の方で、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地に一般住宅として利用する計画であるが、すでに一般住宅が建設され 20 年以上経過しており、農地への復旧が困難であると思われるため、農振除外となれば非農地と判断されるところと考えます。

排水施設等を整備されており、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、67 頁、議案第 82 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 82 号につきましては、67 頁です。

今回は 2 件です。1 番及び 2 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、67 頁の 1 番と 2 番を持増委員に、報告をお願いします。

持 増 推進委員の持増です。

去る 2 月 10 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、67 頁の 1 番です。申請地は、「川東多目的運動広場」の東に位置し、昭和 57 年頃

から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、「川西簡易郵便局」の東に位置し、平成15年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明・報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、68頁、議案第83号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第83号につきましては、68頁から70頁です。

今回新たに、譲渡希望が68頁の1番から7番の7件ですのでお目通し願います。なお、2番、6番、7番は賃貸借も可です。また、今回新たに賃貸借希望が、69頁の1番から70頁の14番ですのでお目通しをお願いします。なお、12番は無償となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。68頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を寺下委員と持増委員に、2番を上野副会長と岩下委員に、3番から5番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、6番を倉田委員と高田委員に、7番を田中委員と下久保委員にお願いします。次に、69頁、賃貸借希望の1番から3番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4番を森園委員と新地委員に5番、6番を寺下委員と持増委員に、7番を四元委員と細川委員に、8番から10番を堀之内委員と矢野委員に、11番と、次の70頁の12番を田原委員と門倉委員に、13番を田中委員と下久保委員に、14番を田村委員と松元委員にお願いします。

寺下 　すみません。賃貸借希望の6番ですが、これは、中間管理機構に申請をしていますのでよろしくをお願いします。

議長 　はい。わかりました。

次に、71頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　資料71頁をご覧ください。合意解約につきましては、71頁から81頁です。今回は22件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、

解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、71 頁から、81 頁まで 22 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、「令和 7 年度農地利用状況調査結果」についての報告です。事務局の説明をお願いします。

中井 振興係の中井です。資料 82 頁をお願いします。

令和 7 年度農地利用状況調査結果について説明させていただきます。

先に資料の修正をお願いいたします。82 頁の上部表の A 分類再生利用が可能な荒廃農地の一番右の項目、荒廃解消した農地の欄の一番下、前年度比較の面積が 23ha、筆数が 182 筆となっておりますが、正しくは 33ha、370 筆です。失礼いたしました。

それでは説明に入らせていただきます。1 番の荒廃農地の面積及び筆数について、(1) A 分類、再生利用が可能な荒廃農地、つまり緑区分及び黄区分と判定された農地については、525ha、5,698 筆となっております。前年度と比べると、151ha、1,536 筆の増となっております。そのうち新規発生は 131ha、1,398 筆、荒廃状態が継続しているものについては、394ha、4,300 筆となっております。

主な理由としては、全国的に問題になっております農家の高齢化や担い手不足による遊休農地化、また、昨年度 B 分類、再生利用が困難な農地、いわゆる赤区分と判断された農地について、今年度調査で A 分類に見直された農地が 52ha 程度、500 筆程度あったためと考えられます。

次に (2) B 分類、再生利用が困難な農地、いわゆる赤区分と判断された農地については、559ha、6,021 筆でした。前年度と比べると、50ha、546 筆の減となっております。そのうち新規発生は 9 ha、99 筆、荒廃状態が継続しているものについては、550ha、5,922 筆となっております。減となった主な理由としては、非農地判断による農地台帳からの削除、昨年度は 8 ha、92 筆分や、先ほどと重複になりますが、昨年度 B 分類と判断された農地が、今年度調査で A 分類に見直されたものの影響と考えられます。

(3) 荒廃農地全体としましては、1 番下の表になります。A 分類と B 分類の合計で、1,084ha、11,719 筆で、前年度からは 101ha、990 筆の増となっている状況で、荒廃農地が増加傾向にあるという結果となっております。

次に、84 頁をご覧ください。2 番の農地利用意向調査結果について説明させていただきます。令和 7 年度の利用状況調査の結果、新規発生の A 分類のうち、緑区分と判定された農地については、その農地の今後の利用について土地所有者に意向の確認を行いました。回答期間は令和 8 年 1 月 13 日から 1 月 30 日としました。その調査結果については、上の

表に掲載のとおりです。中間管理事業を利用したい、自ら売主・借主を探す、自ら耕作するなどの選択肢からの回答ですが、結果については、お目通しください。

最後になりますが、3番目の「利用状況調査でB分類と判定された農地の非農地判断」について説明させていただきます。今回B分類と判定した農地については、農地に該当するか否かの判断を行うことになっております。今年度については、昨年度と概ね同様、B分類と判定された農地のうち、農振農用地外で、地籍調査済の地区内にある農地のうち、「既に森林の様相を呈しているもの」や、「周囲の状況からみてその土地を農地と復元しても継続して利用できない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」について、現在事務局で抽出しております。

非農地判断は、次回の3月23日の総会で審議いただき、議決を行うこととなります。

議決後は、農地台帳システムにて非農地として管理し、関係機関へ通知および土地所有者への通知を行うこととなります。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、ご質問等はございませんか。

西ノ原 15、16年荒れていた農地で、私の耕作している農地に猪や狸が来るので、事務局にお願いして3年続けて写真を所有者に送ってもらっていた。去年末からユンボが入るから、昨日パトロールにいったら、ちょうどロータリーをかけてきれいな農地になっていた。

もう1点、30年程荒れていた農地で、私が指導に行けば、「警察に言うなら言え」と3回怒られました。それが今、1筆はパパイヤや果物の苗が植えてありました。以前苦情を言ったら、それもきれいになって、道路の横も調査表には不要と書いてあった場所が、今竹を切って3分の2程きれいになってきています。30年荒れた農地が復旧できるんですよ。荒れた畑は指導をすればきれいになるため、指導を皆さんどしどししてほしい。以上。

宮地 私の方から、まず暑い中、多くの農地の現地確認をしていただいたことに対して、まずお礼申し上げたいと思います。

今、西ノ原委員からありますように、農業委員、特に21人の農業委員の方々は、農地法をつかさどる番人として、特別な公務員としての権限があります。

これは、私たち事務局職員にはありませんが、農地法という権限を持って、鉾と楯、守りながら、場合によっては攻めながらという形で、農地を守っていくということになります。

先ほどの話の中にあります。荒れ地が、年数をかけながら畑に戻っていくということは、とても喜ばしいことです。前の中西市長も、そういう場所があったら、連れて行けというぐらいです。

新たな農地が開拓されていって、そこに新たなものが植えられるっていうのは、大変喜

ばしいことなんで、そのような事例については、どんどん紹介をしていきたいなというふうに思います。

反面、ここにもありますように、新たに 26ha の農地が荒れ地になっていく。これは再生不能や再生可能なものもあります。先ほどの報告にもありました通り、高齢化、それから、高齢化による担い手不足、高齢化で作付面積が減っていくということも 1 つの課題になっていきます。その農地を誰に作っていただくかについては、我々農業委員の中で、地域の新たな人材や、経営のあり方について、例えば、経営のあり方、大規模法人というものもありますけども、大規模法人だけではなかなか賄えない。特に鹿屋地域については畜産業の方々がたくさんいらっしゃいますので、自給飼料の効率的な運用も含めてお願いしていくというのが、遊休化を防ぐ 1 つの方法というふうには思っております。

そういった意味で、このような紹介などで情報を共有しながら、ときには、ご提案をいただきながら、農家、農地の所有者が、困っている状況に対して、寄り添いながら、農地の管理、それから、農地の運用をやっていければなというふうに思います。

取り止めのない話で申し訳ありませんが、それには農業委員、それから推進委員の方々の、周るや見るという活動をつなげていただいて、遊休農地の解消につきましては、対象事業もありますが、それも、新たな方が作らないと、解消事業運用できないというようなことで、ハードルは高いですが、そういうものをうまく使っていただきながら、農地の管理をしていただきたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

議 長 他にございませんか。以上で第 11 回総会に付議された議案の審議はすべて終了しました。次に、その他に入りたいと思います。委員の方から何かございませんか。

西ノ原 はい。まず初めに、事務局局長にお尋ねします。農業委員会の審議があるのに、異議なしの声が小さい。その前に推進委員の方々は、発言権が無いから異議なしは言わなくてもいいんですか。

議 長 農業委員会の総会につきましては、議決権がある委員は、21 名になります。お尋ねの話で、異議なしのご発言、これは 21 名の委員の方々が、ご唱和いただければいいと思います。推進委員の方々の異議につきましては、最後に、会長の方から推進委員の方々から何かご意見はありませんかという形で、お話をさせていただいておりますが、我々が一番重要とするのは、21 人のご意見です。その 21 名のご意見が、総会記録として残ります。ただ、ここに農業委員と推進委員に鹿屋市の場合は参加していただいておりますので、パートナーとなる農業委員の方と、総会の前に、打ち合わせなどをしていただき、推進委員としてのご意見がある場合は、農業委員とともに、お話をいただければ、そのご意見がきちんと反映できるのかな。限られた時間でお話をさせていただきますので、漏れた場

合については、農業委員の発言には補足という形で、推進の方々も、ご意見いただければというふうに思います。異議なしの発言につきましては、多くの方がいらっしゃるので、ご唱和いただいて結構だというふうに思いますけれども、委員の記録についてはそのような区分けがあるということをご理解いただければというふうに思います。

西ノ原 昔のことをいうといけないけど、以前は、ものすごく大きな声で「異議なし」と言って委員会が盛り上がっていたんですよ。意見を言えば、その意見には反対の人もいて、それでやりとりがありました。

皆さん、会長が意義ありませんかと聞いたら5回で1回くらいは異議なしを言ってもらいたいです。シーンとしていますよ。何も威張ってということではなく、これが当たり前ではないですか。私、こういうことを言いたくはありませんが、何のために来ているんですか、審議をするために来てるんでしょうが。意見がなかったら異議なし、あればあったなりそれに対して、意見があればそれに対してやりとりをする。以前言ったと思います。竹山の用途変更のことで相当揉めたことがあります。許可を出す人もいれば許可は出さないという人もいます。今度30年間の竹山がもう少しで綺麗になります。そういうのも、結局は認めたから調査不要になったのかどうかも分かりませんが、親が死んで子になれば責任を感じて、私も言ったからか、半年もしないうちに始まっていますからね。だからそういうふうにご意見をお互いでいいあいましょう。それで会長が意義ありませんかと言ったら、5回に1回くらいは異議なしを言いましょうよ。元気を出して、農業委員会を盛り上げましようよ。以上。

局長 はい。ご唱和よろしく願いいたします。

議長 貴重な意見をありがとうございます。

他になければ、事務局から何かありませんか。

尾崎 私の方から1点あります。

この後、先月の総会後に、お知らせしたとおり、研修会をさせていただきます。今が10分というところですので、20分から開始させていただければと思いますので、このままの体制にまたお戻りいただいて、研修を受けていただければと思います。よろしく願いいたします。私から以上です。

局長 それでは、3月の調査委員を申し上げます。3月11日、水曜日、4条・5条の調査が、新原委員、小原委員です。3月11日、水曜日、農振調査が田原委員、上別府委員です。3月12日、木曜日、4条・5条の調査が、大重委員、細川委員です。3月12日、木曜日、3条調査が、川崎委員、矢野委員です。3月の総会は、3月23日月曜日の9時から、この会場で行います。以上です。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。  
なければ、これを持ちまして令和7年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)